



許可番号 12221144955

産業廃棄物処分業許可証

優良

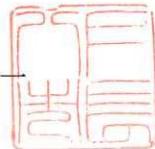
栃木県小山市横倉新田520番地

東京鐵鋼株式会社

代表取締役 吉原 每文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 熊谷 雄一



許可の年月日 令和2年10月1日

許可の有効年月日 令和9年9月30日

1. 事業の範囲

事業の区分		取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理	焼却	汚泥（無機性のものを除く。） 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち、自動車等破碎物であるものを含む。）
	溶融	燃え殻 汚泥（無機性のものに限る。） 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類（これらのうち、自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
	破碎・選別	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類（これらのうち、自動車等破碎物であるものを除く。）
	切断	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち、自動車等破碎物であるものを除く。）

これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
焼却・溶融施設 (製鋼用電気炉)	青森県八戸市大字河原本字浜名谷地76番4	燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類（これらのうち、自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を含む。） 60t/日 (24時間稼働)	昭和51年2月
			平成28年12月28日
			28-15-1
焼却施設 (炭化炉)	青森県八戸市大字河原本字海岸17番6、19番12、19番21、4番57	廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。） 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず（プラスチックと一体となったものの及び自動車等破碎物に限る。） ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（プラスチックと一体となったもの及び自動車等破碎物に限る。） 90t/日 (24時間稼働)	平成17年11月9日
			平成18年2月14日
			17-15-1

(裏面に続く)

COPY

(裏面)

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
破碎・選別施設 (S H R 施設)	青森県八戸市大字河原木字海岸4番57、19番14	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類（これらのうち、自動車等破碎物を除く。） 240t/日（8時間稼働）	平成2年9月1日
			平成14年4月1日
			7-7-01-13
切断施設	青森県八戸市大字河原木字海岸17番7	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち、自動車等破碎物を除く。） 144t/日（8時間稼働）	平成10年6月22日
			—
			—

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年10月1日	新規許可
平成21年3月30日	変更許可
平成21年7月16日	変更許可
平成22年12月15日	変更許可
平成25年10月4日	更新許可及び優良認定
平成27年4月1日	変更許可
平成29年2月6日	書換え
平成29年11月14日	変更許可
令和2年2月28日	書換え
令和2年10月1日	更新許可及び優良認定
令和4年1月13日	事業の用に供するすべての施設の「焼却施設（炭化炉）」の処理能力のうち、「金属くず（自動車等破碎物に限る。）」を「金属くず（プラスチックと一体となったもの及び自動車等破碎物に限る。）」に、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物に限る。）」を「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（プラスチックと一体となったもの及び自動車等破碎物に限る。）」に変更し、書換え

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

COPY